

**鳥取県告示第20号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測）
- 2 作業地域 鳥取市、米子市並びに八頭郡智頭町及び八頭町
- 3 終了年月日 平成24年12月5日